

地方消費者行政の一層の強化を求める意見書

2017年（平成29年）8月9日

茨城県弁護士会

会長 阿久津 正晴

第1 意見の趣旨

1 地方消費者行政推進のための交付金の継続

国は、地方公共団体の消費者行政の体制・機能強化を推進するための特定財源である「地方消費者行政推進交付金」の実施要領について、2017年度（平成29年度）までの新規事業に適用対象を限定している点を、2018年度（平成30年度）以降の新規事業に適用対象を含めるよう改正するとともに、消費者行政の相談体制、啓発教育体制、執行体制等の基盤拡充に関する事業を適用対象に含めるよう改正し、同交付金を少なくとも今後10年程度は継続すべきである。

2 国の事務の性質を有する消費者行政費用に対する恒久的財政負担

国は、地方公共団体が実施する消費者行政機能のうち、消費生活相談情報の登録事務、重大事故情報の通知事務、違反業者への行政処分事務、適格消費者団体の活動支援事務など、国と地方公共団体相互の利害に係る事務に関する予算の相当部分について、地方財政法第10条を改正して国が恒久的に財政負担する事務として位置付けるべきである。

3 地方消費者行政職員の増員と資質向上

国は、地方消費者行政における法執行、啓発・地域連携等の企画立案、他部署・他機関との連絡調整、商品テスト等の事務を担当する職員の配置人数の増加及び専門的資質の向上に向け、実効性ある施策を講ずべきである。

第2 意見の理由

1 地方消費者行政の整備の現状と今後の必要性

全国の消費生活センターに寄せられる消費者被害やトラブルに関わる苦情相談件数は、1985年までは10万件以下であったものが、その後激増した後、最近10年程は90万件前後で推移しており（国民生活センター「2015年度のPIO-NETに見る消費生活相談の概要」）、過去30年間に約10倍に増加したまま高止まりの状態にある。

消費者庁は、2014年、消費者安全法を改正し、高齢者福祉関係者やその他の民間関係者による高齢者見守りネットワークが消費者被害防止に向け

て活動できるよう、「消費者安全確保地域協議会」を設置することを規定し（消費者安全法第11条の3）、2016年4月に施行した。消費者庁が策定した「地方消費者行政強化作戦」は、消費者安全確保地域協議会を人口5万人以上の全市町（516自治体）に設置する目標を掲げた。

しかし、改正消費者安全法施行時には、全国の都道府県・市町村のうち13自治体しか地域協議会を設置しておらず、2017年1月時点でも人口5万人以上自治体のうち21市（他に4道県、5万人未満の6市町）しか設置できていないのが実情である。その背景として、地方公共団体の消費者行政担当事務職員が消費者庁設置以降も減少傾向をたどっていることが挙げられる。

2009年度には地方交付税の基準財政需要額について、消費者行政関連事項を倍増する措置を講じたが、その後の地方公共団体の消費者行政関係の独自予算はほとんど増えていないのが実態である。地方公共団体における政策判断の転換が進んでいない実態を踏まえれば、国から地方への強力な政策展開をしばらくの間継続することが不可欠である。

2 地方消費者行政推進交付金の適用対象事業・期間の延長

国は、2009年度以降、地方公共団体に対し、地方消費者行政の拡充強化を支援するため、「地方消費者行政活性化基金」や「地方消費者行政推進交付金」を交付し、公共団体による主体的な強化を支援してきた。

しかし、ほとんどの地方公共団体の政策判断が消費者行政重視に向けて転換しておらず、交付金を活用し切れていない実情を踏まえれば、仮に、交付金の適用対象事業を2017年度までの新規事業に限定する現行実施要領のままであれば、取組が遅れている地域は交付金による体制整備の道が閉ざされて後退することとなり、地域格差が一層拡大するおそれがある。

そのため、地方消費者行政推進交付金の実施要領を改正し、2018年以降の新規事業も適用対象に加えるべきである。さらに、消費生活相談体制の充実・強化とともに被害防止のための出前啓発講座等の啓発活動や悪質業者排除の法執行が一層重要となっていることに鑑み、消費生活相談員の増員及び処遇改善、教育啓発担当の消費生活相談員及び職員の増員、法執行担当職員の増員及び専門性向上等の人的基盤強化についても、適用対象に位置付けるべきである。そして、交付金の実施期間は、これまで8年間の地方消費者行政に対する交付金の給付によっても最低限の体制整備が未達成であることに鑑み、少なくとも今後10年間は必要であろうと考えられる。

3 国の事務の性質を有する消費者行政費用に対する恒久的財政負担

地方財政法第10条では、全国的に影響する事項や地域格差を解消し最低限の水準（ナショナルミニマム）を確保すべき事項を列挙している。

消費生活センターにおいて相談処理に当たり法令違反行為の有無を聴取し、その相談情報を法令上の義務としてP I O－N E Tに登録して全国で情報共有し、悪質業者の排除等の法執行に活用することは、広域的被害を防止する国の消費者行政事務のうち情報収集事務を地方公共団体が担っているものだと評価できる。

よって、地方公共団体が実施する消費者行政機能のうち、消費生活相談情報のP I O－N E T登録、重大事故情報の通知、法令違反業者への行政処分、適格消費者団体の差止関係業務などは、国と地方公共団体相互に利害関係がある事務であり、消費者被害防止のために全国的な水準を向上させる必要性が特に大きい事務として、地方財政法第10条を改正して、消費者被害防止に係る情報収集及び法執行に係る事務を規定し、地方公共団体においてこれを担当する職員・相談員の人件費等の予算の相当割合について、国が恒久的に負担すべきである。

4 地方消費者行政職員の増員と資質向上

地方消費者行政推進交付金のように消費者行政関連事業に用途が特定された財源は、消費生活相談体制の整備や啓発事業の強化に利用することができるが、消費者行政担当職員の配置は地方公共団体の独自財源でなければならないため、地方公共団体の政策判断が転換されていない現状では、担当職員の増員はほとんどの地方公共団体において実行できていないのである。

したがって、地方公共団体の消費者行政担当職員の配置人数を増やすことや、兼務が大半の市町村職員については専任職員の増員とともに兼務のうち消費者行政の比重をできるだけ高めることなど、職員体制の拡充強化が国にとっても喫緊の課題である。

そこで、国は、地方消費者行政の担当職員の職務が、法執行部門、啓発・教育分野、地域連携の企画推進分野、他部署・他機関との連絡調整など、多様な課題を担う必要があることを踏まえ、職員の資質向上に向けて、国民生活センターによる研修実施や教材提供を一層拡充するなどして、各都道府県が管内市町村職員向け研修を実施できるよう、財政的・人的支援を強化すべきである。

さらに、国は、地方消費者行政担当職員の配置の目安を示すことや求められる専門的資質の水準を示すなど、職員の増員と資質向上に関する具体的な政策を検討すべきである。

以上